

# ふそ 腐蛆病の定期検査を実施します

8月下旬～



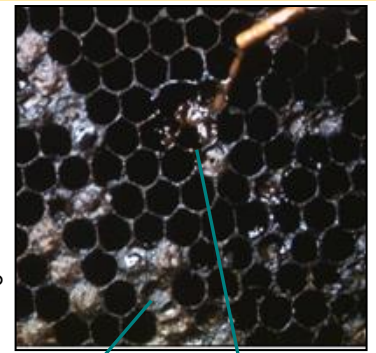
## 腐蛆病とは？

「腐蛆病」は、家畜伝染病予防法で「家畜伝染病(法定伝染病)」に指定されています。蜜蜂が本病を発症すると、飼育している蜂群に大きな被害が生じるだけでなく、他の蜂群に感染を拡げ、他の飼育者にも被害を与えてしまう可能性があります。本病を発生させないためには、日頃から衛生的な飼育管理をこまめに行い、蜂群を健康に保つことが大切です。

## 腐蛆病の原因・・・アメリカ腐蛆病、ヨーロッパ腐蛆病の2種類

### <アメリカ腐蛆病>

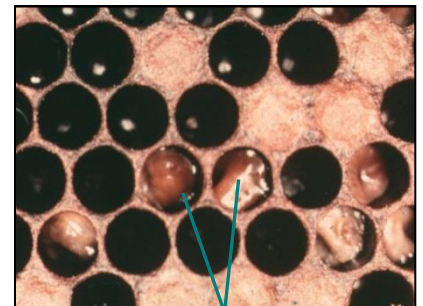
- ・原因菌：*Paenibacillus larvae*
- ・有蓋幼虫が死亡。
- ・有蓋巣房がまばらになり、陥凹した蓋が多くみられる。
- ・腐蛆は有蓋巣房内の下面に固着。粘着性あり(糸を引く)。
- ・異常臭(膠臭)あり。色調は白～茶色～黒褐色。



巣房蓋の陥凹、粘稠性茶褐色腐蛆

### <ヨーロッパ腐蛆病>

- ・原因菌：*Melissococcus plutonius*
- ・無蓋幼虫が死亡。
- ・腐蛆は体内が溶けているが崩れず、潰すと水っぽい。
- ・粘着性なし(糸を引かない)。
- ・異常臭(酸臭)あり。色調は汚白色～灰褐色。



水っぽい腐蛆

※なお、本病は日本各地で毎年発生していることから、発生を早期に発見するために、県では家畜保健衛生所が家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を行っています。(検査の流れは裏面)



## 腐蛆病検査の流れ

- ①検査の実施にあたっては、事前に市役所・町役場から、検査日程及び待ち合わせ場所等について、連絡させていただきます。
- ②検査当日は、家畜保健衛生所の家畜防疫員が、待ち合わせ場所に伺いますので、「飼育場所への案内」、「検査の立ち会い」等の御協力をお願いします。
- ③検査手数料は「1群あたり70円」です。なお、希望される方には、検査証明書を「1件につき240円」で交付します。手数料は検査終了後に山梨県収入証紙にて徴収します。
- ④検査は、家畜防疫員が飼育管理状況等を伺ったうえ、「臨床検査（巣箱内外の目視検査や臭い等の官能検査）」を行います。腐蛆病の疑いがある場合は、「死亡蜂児」を家畜保健衛生所へ持ち帰り、検査（ミルクテスト、顕微鏡検査）」を実施します。
- ⑤以上により、家畜防疫員が「健康（腐蛆病陰性）」と判断した場合は、検査は終了となります。

なお、「腐蛆病」と判断した場合は、蜂群の焼却処分が必要となりますので御了知ください。また、発生蜂場から半径2km以内の蜜蜂等は移動禁止となります。措置については家畜防疫員が説明します。

不明な点等あれば、当所まで御連絡ください。



山梨県西部家畜保健衛生所

韮崎市本町3丁目5-24

TEL:0551-22-0771 FAX:0551-22-6728